

第202200065779号
令和4年6月21日

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス
継続支援事業補助金交付要綱の一部改正について

本県の高齢者保健福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等の入所者等が必要とするサービスを続けられるよう支援することを目的に、「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」(令和2年5月22日付第202000047670号鳥取県福祉保健部長通知)を創設したところです。

今般、本補助金交付要綱の一部を別添のとおり改正しましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

(改正概要)

令和4年4月8日から令和4年7月末日までの間の施設内療養の場合、かつ、小規模施設等(定員29人以下)にあつては、施設内療養者が同一日に2名以上、大規模施設等(定員30人以上)にあつては施設内療養者が同一日に5名以上いる場合に限り、別表1-4の4基準単価に施設内療養者1人あたり1日1万円を追加する(追加する額は施設内療養者1人あたり15万円を上限とする)。

(担当) 介護保険・施設担当 北村

電話: 0857(26)7175

ファクシミリ: 0857(26)8168

電子メール: kitamuratom@pref.tottori.lg.jp